

平成 30 年第 1 回市議会（定例会）
付 議 案 件 緜

（その 8）

堺 市 議 会

目 次

頁

議員提出議案第 1 号	堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する 条例の一部を改正する条例.....	3
議員提出議案第 2 号	堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する 条例の一部を改正する条例.....	7

参考資料

条例関係新旧対照表.....	9
----------------	---

平成30年2月26日

堺市議会議長

野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 西川知己
同 札場泰司
同 的場慎一
同 西田浩延
同 上村太一
同 池田克史
同 水ノ上成彰

堺市議会議員

同 同
同 同
同 同
同 同
同 同

伊豆丸精二
青谷幸浩
黒田征樹
井関貴史
三宅達也
米田敏文

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第1号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の議員定数を48人から47人に改め、これに伴い各選挙区において選出する議員の数について必要な改正を行うために本案を提出するものである。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条中「48人」を「47人」に改める。

第2条の表中

「

南区	9人	を
----	----	---

」

「

南区	8人	に改める。
----	----	-------

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

平成30年2月26日

堺市議會議長

野里文盛様

提出者

堺市議會議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

信 貴 太 良 田 浩 上 井 岡 西 芝 西 小 乾 西 檻 吉 星 吉 米
田 渕 浩 代 良 勤 平 一 史 次 子 三 子 文 次 守 克 行
渕 岡 井 川 田 堀 村 本 川 原 川 谷 城

堺市議會議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

士 大 平 田 林 大 森 野 池 裏 木 石 池 成 宮 松 山 大
二 健 晃 友 田 村 侧 山 畑 本 尿 山 本 本 口 森
昭 男 村 正 京 秀 清 恵 光 沢 一 郎 賴 信
利 匡 京 京 本 尿 山 本 本 口 森
樹 司 京 本 尿 山 本 本 口 森
子 治 一 郎 賴 信

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

議員提出議案第 2号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

理由

堺市議会議員の各選挙区において選出する議員の数について必要な改正を行うために本案を提出するものである。

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成18年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

堺区	8人
----	----

 を」

「

堺区	9人
----	----

 に、」

「

南区	9人
----	----

 を」

「

南区	8人
----	----

 に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。

(経過措置)

2 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間における堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

參考資料

條例關係新旧对照表

<議員提出議案第1号 堺市議會議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成18年条例第49号)新旧対照表

	現行	改正後(案)																																
(議員の定数)		(議員の定数)																																
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、堺市議會議員(以下「議員」という。)の定数は、 <u>48人</u> とする。	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、堺市議會議員(以下「議員」という。)の定数は、 <u>47人</u> とする。																																	
(各選挙区において選挙すべき議員の数)		(各選挙区において選挙すべき議員の数)																																
第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。	第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺区</td> <td>8人</td> <td>堺区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>7人</td> <td>中区</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>5人</td> <td>東区</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>8人</td> <td>西区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>9人</td> <td>南区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>9人</td> <td>北区</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>美原区</td> <td>2人</td> <td>美原区</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>	選挙区	議員数	選挙区	議員数	堺区	8人	堺区	8人	中区	7人	中区	7人	東区	5人	東区	5人	西区	8人	西区	8人	南区	9人	南区	8人	北区	9人	北区	9人	美原区	2人	美原区	2人
選挙区	議員数	選挙区	議員数																															
堺区	8人	堺区	8人																															
中区	7人	中区	7人																															
東区	5人	東区	5人																															
西区	8人	西区	8人																															
南区	9人	南区	8人																															
北区	9人	北区	9人																															
美原区	2人	美原区	2人																															
		<p>附則 (施行期日) この条例は、次の一般選挙から施行する。 (経過措置) 1 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間ににおける堺市議會議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の堺市議會議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>																																

<議員提出議案第2号 堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例>
堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成18年条例第49号) 新旧対照表

	現行	改正後(案)																																
(議員の定数)	(議員の定数)	(議員の定数)																																
<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、堺市議会議員(以下「議員」という。)の定数は、48人とする。</p> <p>(各選挙区において選舉すべき議員の数)</p> <p>第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、堺市議会議員(以下「議員」という。)の定数は、48人とする。</p> <p>(各選挙区において選舉すべき議員の数)</p> <p>第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> <th>選挙区</th> <th>議員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>堺区</td> <td>8人</td> <td>堺区</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>中区</td> <td>7人</td> <td>中区</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>東区</td> <td>5人</td> <td>東区</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>西区</td> <td>8人</td> <td>西区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>9人</td> <td>南区</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>北区</td> <td>9人</td> <td>北区</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>美原区</td> <td>2人</td> <td>美原区</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>附則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、次の一般選挙から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 次の一般選挙により選出された者が議員として就任するまでの間ににおける堺市議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、この条例による改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	選挙区	議員数	選挙区	議員数	堺区	8人	堺区	9人	中区	7人	中区	7人	東区	5人	東区	5人	西区	8人	西区	8人	南区	9人	南区	8人	北区	9人	北区	9人	美原区	2人	美原区	2人
選挙区	議員数	選挙区	議員数																															
堺区	8人	堺区	9人																															
中区	7人	中区	7人																															
東区	5人	東区	5人																															
西区	8人	西区	8人																															
南区	9人	南区	8人																															
北区	9人	北区	9人																															
美原区	2人	美原区	2人																															

平成30年第1回市議会(定例会)付議案件綴(その8)

平成30年2月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-17-0026